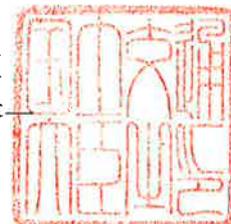


国海員第 2 3 4 号
平成28年11月24日

交通政策審議会
会長 浅野 正一郎 殿

国土交通大臣
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和22年法律第100号）第110条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第263号
船員法の一部改正について

諮問理由

船員法（昭和22年法律第100号）の一部改正を別紙に従って行うことについて、船員法第110条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部改正について

第一 国際航海に従事する一定の日本船舶に対する船員の労働条件等の検査に係る要件の追加

国際航海に従事する一定の日本船舶(以下「特定船舶」という。)に係る船員の労働条件等について、国土交通大臣又は登録検査機関の行う検査の要件に、送還を確実に実施するために必要な金額並びに障害手当及び遺族手当を確実に支払うために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置が講じられていることを追加するものとする。

第二 海上労働証書の有効期間の特例

海上労働証書について、定期検査に合格した場合であつて、直ちに証書の交付を受けることのできない一定の事由があるときは、従前の海上労働証書の有効期間は、新たに証書が交付される日又は従前の証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とするものとする。

第三 海上運送法における国土交通大臣又は登録検査機関の行う検査の特例の創設に伴う措置

特定船舶が準日本船舶の認定の申請時に国土交通大臣又は登録検査機関の検査を受けた船舶であるときは、正当な理由がある場合を除き、国土交通大臣又は登録検査機関のうち当該検査を行ったものの行う検査を受けなければならないこととするものとする。

第四 船員の資格制度の整備

一 危険物等取扱責任者について、船員手帳に証印を受けている者を乗り組ませなければならない対象船舶に液化天然ガス等燃料船を追加するものとする。

二 特定海域運航責任者については、船員手帳への証印により資格証明を行うこととし、あわせて、この資格者が法令違反をした場合には、その船員手帳の提出を命じ証印を抹消することにより当該資格の取消しができることとするものとする。

第五 その他所要の改正を行うものとする。